

参考資料

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

国と地方を合わせた消費税の税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化して社会保障施策に要する経費に充てるものとされてます。

令和3年度新郷村一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、次のとおり社会保障施策に要する経費へ充当することになります。

《歳入》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	19,400 千円
《歳出》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	371,494 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:千円)

事業名	令和3年度 予算額 (経費)	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	82,233	59,366		700	2,037	20,130
	高齢者福祉事業	7,909	2,012		3	543	5,351
	児童福祉事業	103,213	72,206		13	2,852	28,142
	小 計	193,355	133,584		716	5,432	53,623
社会保険	介護保険事業(繰出金)	97,557				8,963	88,594
	国民健康保険事業(繰出金)	38,225				3,511	34,714
	小 計	135,782				12,474	123,308
保健衛生	疾病予防対策事業	33,950	24,875		198	815	8,062
	高齢者医療事業	8,407	400		498	679	6,830
	小 計	42,357	25,275		696	1,494	14,892
合 計	371,494	158,859		1,412	19,400	191,823	